

定 款

山口県小売酒販組合連合会

昭和 57 年 3 月 (一部改正)
平成 10 年 6 月 (一部改正)
平成 14 年 7 月 (一部改正)
平成 20 年 8 月 (一部改正)
平成 22 年 7 月 (一部改正)
平成 23 年 6 月 (一部改正)
平成 24 年 6 月 (一部改正)
平成 25 年 6 月 (一部改正)
平成 26 年 5 月 (一部改正)
平成 28 年 5 月 (一部改正)
令和 2 年 5 月 (一部改正)
令和 3 年 5 月 (一部改正)

目 次

第 1 章	総 則	1
第 2 章	会 員	2
第 3 章	役員、顧問、職員及び検査員	4
第 4 章	業務の執行	5
第 5 章	総 会	6
第 6 章	会 計	8
第 7 章	解散及び残余財産の処分	8

総 則

(目 的)

第1条 本会は、会員たる酒販組合(以下「会員」という。)の緊密な連絡親和と相互協調の精神に基づき酒税の円滑な納税を促進し、酒類業界の安定と健全な進歩発展のために必要な事業を行い会員の自主的、且つ自由公正な事業活動の振興を期し、もって酒税の保全に協力し及び共同の利益の増進を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、山口県小売酒販組合連合会と称する

(地 区)

第3条 本会の地区は、山口県一円の区域とする。

(事 業)

第4条 本会は、次に掲げる事業を行う。

1. 酒税法(昭和28年法律第6号)の規定に基づく酒税の保全措置の実施に対する協力
2. 酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第7号以下「組合法」という)の規定に基づく検査取締に対する協力並びに会員の組合員(以下「組合員」という)の酒税法違反を未然に防止するために必要な啓もう及び指導
3. 組合法第84条の規定に基づく財務大臣の勧告又は命令に対する協力
4. 組合法第86条の規定に基づく基準販売価格の維持に関する必要な施設
5. 組合法第86条の5に規定する酒類の品目等の表示に対する実施の協力
6. 原価の引き下げ、能率の増進その他組合員の経営の合理化(酒類の取引の円滑な運行及び消費者の保護に資するために必要なものを含む)を遂行するため特に必要な場合において、次に掲げる事項につき、会員が行う規制(当該規制に係る酒類の価格又は数量に不当に影響を与えるものを除く)についての総合調整計画の設定、変更及びその実施
 - イ. 組合員の酒類の販売のための施設
 - ロ. 組合員の酒類の容器
 - ハ. その他組合員が販売する酒類の販売方法
7. 組合員の販売する酒類その他その販売に要する物品の購入あっせん及び組合員の販売する酒類の販売のあっせん
8. 会員又はその組合員の資金の借入のあっせん(あっせんに代えてする資金の借入及びその借り入れた資金の会員に対する貸付を含む以下同じ)
9. 組合員の福利厚生に関する施設
10. 組合員の事業に関する経営の合理化又は知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設
11. 商業道徳の高揚のための講演会等の開催
12. 酒類販売業に関する功労者の表彰

13. 前各号に掲げる事業を行うために必要な調査研究及び検査並びにこれらに関する資料報告図書等の刊行物の発行
14. 組合員の資質向上と酒類販売業者として「未成年者飲酒禁止法」を遵守し、社会貢献を目指すための酒類販売管理研修の実施
15. その他本会の目的達成のために必要な事業

(事務所の所在地)

第5条 本会は、事務所を山口市に置く。

(公告の方法)

第6条 本会の公告は、事務所の掲示場に掲示して行なう。

(通告又は催告)

第7条 本会が会員に対してする通知又は催告は、会員の事務所の所在地にあててする。

- 2 会員が、本会から通知又は催告を受ける場所を指定して、本会に届け出たときは、前項の規定にかかわらずその指定した場所にあててする。

(規 約)

第8条 この定款で定めるものを除くほか、業務の執行、会計の処理その他本会の運営に関し必要な事業は規約で定める。

第2章 会 員

(会員の資格)

第9条 会員たる資格を有する者は、本会の地区内において販売場(販売場を有しないものにあつては住所)を有する酒類小売業者を組合員とする酒販組合とする。

(加 入)

第10条 本会に加入しようとする者は、加入申込書を本会に差し出さなければならない。

- 2 前項の加入申込書には、次に掲げる事項を記載し、申込をする酒販組合の理事の全員がこれに署名しなければならない。
 1. 名称
 2. 地区
 3. 事務所の所在地
 4. 役員の住所及び氏名
 5. 組合員名簿、販売する酒類の品目及び販売業の実態
 6. 本会に加入することについての総会の議決事項
 7. 組合法第43条第1項の規定による協定(以下「協定」という)の設定の有無及び協定を設

定しているときはその内容

- 3 第1項の加入申込書には、会員たる資格を有することを証する書面、定款及び登記簿謄本を添附しなければならない。
- 4 第1項の規定による加入の申込があったときは、理事会でその諾否を決する。
- 5 前項の諾否を決したときはその旨を書面をもって当該加入の申込をした酒販組合に通知する。

(法定脱退)

第11条 会員は、次の事由によって当然に本会を脱退する。

1. 解散
2. 除名

(任意脱退)

第12条 本会を脱退しようとする会員は、脱退しようとする事業年度末から90日前までに、その旨を記載した書面を本会に差し出して予告し、その事業年度の終において脱退することができる。

(除名)

第13条 次の各号の1.に該当する会員は、総会の議決によって除名することができる。この場合においては、その総会の会日の30日前までにその会員に対して、除名に関する議案を総会に提出する旨を通知し、且つ総会において弁明する機会を与える。

1. 本会の事業を妨げ、又は妨げようとする行為のあった会員
 2. 次条に規定する業務を怠った会員
 3. 第29条の規定により本会が実施する総合調整に違反した会員
 4. 組合法第97条の規定により、理事が罰金以上の刑に処せられて刑の執行を受けることとなった会員
 5. 前各号のほか、本会の信用を著しくき損し、又は失墜する行為のあった会員
- 2 会員を除名したときは、その旨及び除名の理由を記載した書面をもって、除名した会員に通知する。

(経費等の納付義務)

第14条 会員は規約で定めるところにより本会の経費の分担金並びに使用料及び手数料並びに過怠金を本会に納入しなければならない。

(届出等の義務)

第15条 会員は、次に掲げる場合においては、7日以内に当該各号に掲げる事項を本会に届出なければならない。

1. 第10条第2項各号に掲げる事項に異動を生じたときは、異動事項

2. 協定を設定し又は変更したときは、その内容及び協定を廃止したときはその旨
 3. 組合員から組合法第 12 条の規定による脱退の予告がなされたときは、その氏名又は名称、住所及び予告のあった年月日
 4. 定款を変更したときは、変更事項及びその事故
- 2 会員は、理事会において必要と認め会員に報告を求めた事項につき、理事会で定めた期間内に本会に報告しなければならない。

第 3 章 役員、顧問、参与、職員及び検査員

(役員)

第 16 条 本会に、次の役員を置く。

理 事	5 人以上 8 人以内
監 事	1 人又は 2 人

- 2 理事のうち 1 人を会長、1 人を副会長とし、理事会の議決で定める。

(役員任期)

- 第 17 条 役員任期は、選任された通常総会後第 2 回目の通常総会の終結の時をもって満了する。
- 2 増員又は補充のため選任された理事又は監事の任期は、前項の規定にかかわらず、他の理事又は監事の残任期間とする。
 - 3 理事又は監事は、任期が満了し、又はその全員が辞任しても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行なう。
 - 4 役員は、再任されることを妨げない。

(役員選任)

- 第 18 条 役員は、総会において、会員を代表すべき役員又はこれ以外の者で酒類販売業に関し、学識又は経験を有する者のうちから選任する。
- 2 役員のうち、酒類販売業に関し学識若しくは経験を有する者の数は、役員総数の 4 分の 1 をこえることができない。

(理事職務)

- 第 19 条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、事故があるときは、その職務を代行する。
 - 3 会長及び副会長がともに事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事のうち 1 人が会長の職務を代行する。

(監事職務)

第 20 条 監事は、本会の業務を監査する。

(役員解任)

- 第 21 条 本会は、総会の議決により正当な事由があると認めるときは役員を解任することができる。
- 2 総会において、前項の規定による役員解任の議決をしようとする場合には、当該役員に弁明する機会を与える。

(顧問及び参与)

- 第 22 条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、理事会の議決を経て、会長がこれを委嘱する。
 - 3 顧問及び参与は、本会の業務執行上の重要事項について会長の諮問に答え、又は会議に出席して意見を述べるができる。但し、議決に加わることはできない。

(職員)

- 第 23 条 本会に次の職員を置くことができる。
- | | |
|------|-----|
| 事務職員 | 若干名 |
| 技術職員 | 若干名 |
- 2 職員の任免は、理事会の議決により会長が行なう。
 - 3 職員は、会長の命を受けて本会の業務に従事する。

(検査員)

- 第 24 条 本会に、第 29 条の規定に基く総合調整計画の内容及びその実施に関する定(以下この条及び第 30 条において「調整協定」という)の実施を検査するために検査員を置くことができる。
- 2 検査員の定数、任免その他検査の実施に関し必要な事項は、調整協定で定める。
 - 3 検査員は調整協定の実施を検査するため、会員の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。
 - 4 検査員は、前項の検査をしようとする場合には、本会が発行する証票を携帯し関係人の請求があったときはこれを呈示しなければならない。
 - 5 前項の証票の様式は規約で定める。

第 4 章 業務の執行

(理事会)

- 第 25 条 理事会は、理事の全員をもって組織する。
- 2 理事会は、会長が招集する。
 - 3 理事の総数の 3 分の 1 以上の者が必要があると認めるときは、何時でも会長に対し、理事会を招集すべきことを請求することができる。
 - 4 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から 15 日以内に正当な理由がないのに会長が理事会の招集手続をしないときは、自ら理事会を招集することができる。

(理事会の招集手続)

第 26 条 理事会を招集するには、会日の 5 日前までに会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、各理事に通知してする。

- 2 前項の通知は、理事の全員の同意があるときに限り、省略することができる。

(理事会の議事)

第 27 条 理事会の議事は、理事の総数の 3 分の 2 以上が出席し、その過半数で決する。

- 2 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
- 3 理事会の決議の目的である事項について理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の附議事項)

第 28 条 理事会には、この定款に特別の定があるものを除くほか、次の事項を附議する。

1. 総会に提出する議案
2. 前号のほか、業務の執行に関して必要な事項

(総合調整計画の実施)

第 29 条 総会において、第 38 条第 5 号に掲げる総合調整計画の内容及びその実施に関する定の設定又は変更を議決したときは、本会は、財務大臣の認可を受けて(組合法第 43 条第 1 項但書の規定の適用をうける場合及び組合法第 83 条において準用する同法第 45 条第 1 項の命令に基づいて変更した場合を除く)当該総合調整計画の内容及びその実施に関する定で定めるところにより、これを実施する。

(過怠金)

第 30 条 本会は、調整協定に違反した会員に対し、規約で定めるところにより、過怠金を課すことができる。

- 2 前項の過怠金の額は、30 万円の範囲内において調整協定で定める。
- 3 第 1 項の過怠金は、調整協定が効力を失った後においても、その効力を失った日以後 90 日以内は当該調整協定で定めるところにより、これを課すことができる。

第 5 章 総 会

(総 会)

第 31 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎事業年度終了後 60 日以内に、臨時総会は、必要に応じ随時招集する。
- 3 総会は、組合法に特別の定がある場合を除くほか理事会の議決を経て会長がこれを招集す

る。

(総会の招集手続)

第 32 条 総会の招集は、会日の 10 日前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって各会員に通知してする。但し、臨時総会の招集の通知は、会日の 7 日前までに通知してする。

(議決権)

第 33 条 会員は、それぞれの組合員の数と同数の議決権を有する。

- 2 会員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合においては、その会員の役員若しくはその組合員(組合員が法人である場合は、その役員を含む)でなければ代理人となることができない。
- 3 代理人は、代理権を有することを証する書面を、本会に提出しなければならない。

(総会の議長)

第 34 条 総会の議長は、総会ごとに選任する。

(総会の議事)

第 35 条 総会の議事は、第 38 条に規定する場合を除くほか、総会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の附議事項)

第 36 条 総会には、この定款で定めるもののほか、次の事項を附議する。

1. 毎事業年度の事業計画
2. 収支予算の設定及び変更
3. 借入総金額の最高限度
4. 規約の設定、変更又は廃止
5. 前各号のほか、理事会で必要と認めて総会に提出した事項

(緊急議案)

第 37 条 総会は、第 32 条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても、緊急に議決する必要があると認めた事項に限り、附議することができる。

(総会の特別議決)

第 38 条 次に掲げる事項は、総会員の半数以上が出席し、(その出席した会員の有する議決権の数が議決権の総数の半数以上である場合に限る)その議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決(これらの多数の議決権を有する会員の数が出席会員の半数以上の多数の場合の議決に限る)を要する。

1. 定款の変更
2. 第 43 条第 1 項の規定による解散
3. 合併
4. 会員の除名
5. 組合法第 83 条において準用する同法第 43 条第 1 号の規定による総合調整計画の内容及びその実施に関する定の設定、変更又は廃止

第 6 章 会 計

(事業年度)

第 39 条 本会の事業年度は 1 年とし、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終る。

(経 費)

第 40 条 本会の経費は、国から交付される交付金、会員から徴収する本会の経費の分担金、会員又はその組員から徴収する使用料及び手数料、会員に課する過怠金並びに寄附金をもって支弁する。

(経費の賦課)

第 41 条 本会は、会員に対し、本会の経費の分担金を賦課する。

- 2 前項の分担金の賦課金額、賦課方法、徴収期限、徴収方法その他賦課及び徴収に関し必要な事項は規約で定める。

(使用料及び手数料)

第 42 条 本会は、第 4 条に規定する事業として設置した施設を会員又はその組員の利用に供した場合においては、これらの者から使用料を徴収することができる。

- 2 本会は、第 4 条に規定する事業として会員又はその組員に対し、酒類の販売、資金の借入その他のあつせんをし、及び指導をし又は検査(第 24 条の規定による検査を除く)を行った場合においては、これらの者から手数料を徴収することができる。
- 3 本会は、加入する酒販組合から加入の手数料を徴収することができる。
- 4 前各項の使用料及び手数料の徴収金額、徴収期限、徴収方法その他使用料及び手数料の徴収に関し必要な事項は、規約で定める。

第 7 章 解散及び残余財産の処分

(解 散)

第 43 条 本会は、次に掲げる事由によって解散する。

1. 総会の議決
2. 合併
3. 破産

4. 組合法第 90 条の規定による財務大臣の解散命令

(残余財産の処分)

第 44 条 本会が解散し、精算の結果残余財産があるときは、精算人は財務大臣の承認を受けて本会の目的に類似する目的のためにその財産を処分する。